

訪問看護(介護予防訪問看護)
重要事項説明書

_____様

訪問看護ステーション くすの風

訪問看護(介護予防訪問看護)重要事項説明書

_____様 (以下、「甲」といいます) に、訪問看護ステーションくすの風 (以下、「乙」といいます) が訪問看護サービス(介護予防訪問看護を含む。以下同じ)の提供開始に当たり、説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 樟風会
主たる事務所の所在地	佐賀県佐賀市川副町大字福富 827 番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 松永啓介
設立年月日	昭和 31 年 5 月 20 日
電話番号(FAX)	0952-20-0875(0952-20-0876)

2. 事業所名称及び指定番号等

事業所名称	訪問看護ステーション くすの風
指定番号	佐賀県指定第 4160190254 号
所在地	佐賀県佐賀市川副町大字福富 827 番地
電話番号(FAX)	0952-20-0875(0952-20-0876)
開設年月日	平成 29 年 10 月 1 日
管理者氏名	山崎明子

3. 事業の運営方針

運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1 利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう療養上の世話、入浴介助、排泄介助、食事介助その他生活全般にわたるサービスを提供いたします。2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供をいたします。3 地域との連携を重視し、広域連合等保険者の県市町等の公共団体、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉のサービス事業者との連携に努めます。
-------	---

4. 事業所の職員体制

従業者の職種人数(名)		常勤区分		常勤換算後の 人数(名)	職務の内容
		専従(名)	兼務(名)		
管理者	1名	1名	—	1名	管理業務・訪問看護
看護師	3名以上	3名以上	—	4名	訪問看護
作業療法士	1名	1名	—	1名	訪問看護(リハビリ)
事務職員	1名	1名	—	1名	事務業務

5. 営業日及び営業時間並びにサービス提供時間

営業日	月～土(日・年末年始は休日です)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～17:00

※その他、常時 24 時間、電話等により連絡可能な体制とします。

6. 営業地域：無料(事業所を中心とした地図上半径 20km を範囲とする。)

【佐賀県】佐賀市(主に南部地区)、小城市(芦刈町)、神埼市、白石町
【福岡県】久留米市(城島町)、大川市、柳川市

7. 提供するサービス内容

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ①精神および身体症状・障害の観察 | ②服薬に関する支援 |
| ③日常生活に対する支援 | ④対人関係の維持・構築のための支援 |
| ⑤家族関係の調整(助言や指導) | ⑥社会資源の活用に対する支援 |
| ⑦就労に関する支援 | ⑧清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| ⑨食事および排泄など日常生活の世話 | ⑩床ずれ予防 |
| ⑪リハビリテーション | ⑫認知症患者の看護 |
| ⑬療養生活や介護方法の指導 | |

8. 主治医との関係

- 1) かかりつけ医院、病院の主治医より発行される指示書に基づいて訪問看護サービスを実施いたします。
- 2) 主治医に毎月、看護計画書及び看護報告書を提出する事で、主治医と密接な連携を図っていきます。
- 3) その他、必要な場合は、随時、適切な方法で連絡・相談できる体制を確保していきます。

9. 利用料金(*別紙利用料金表参照)

- 1) 要介護状態区分(要支援・要介護1～5)に応じて上限(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用した場合には、各利用者の負担割合に応じた額の支払となります。上限を超えてサービスを利用した分は、全額が利用者の負担となります。
- 2) 医療保険・公費負担などあらゆる保険で対応します。利用者保険の種類により、自己負担金額が異なります。
- 3) 衛生材料費は実費を頂いております。
- 4) 通常の事業の実施地域(事業所から片道20キロメートル)の交通費は請求しません。

10. 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

○甲は、乙の料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行いたします。請求書発行後の訪問時にお渡しします。

- 1) お支払いは現金払いのみとなっております。早津江病院の受付窓口にてお支払いください。お支払期限は請求書を受け取られた月の月末までとします。
- 2) 自立支援医療をご利用の患者様は、自己負担管理表をお支払い時に必ずお持ちください。
- 3) 早津江病院に受診がない方に限り、訪問看護スタッフが訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

*キャンセル

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更又は中止することができます。

11. サービスの終了・追加・変更

1) サービスの終了

①甲の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の14日前に文書でお申し出ください。

②乙の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・甲が、介護保険施設へ入所、もしくは医療機関へ入院した場合であって、かつ入院・入所期間が3ヶ月を経過した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた甲の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合、ただし条件を変更して再契約をすることができます。
- ・甲がお亡くなりになった場合

④その他

- ・乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合や甲・家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・乙が破産した場合。この時は甲へ文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・甲が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合
- ・甲や家族等が乙や乙のサービス従業者に対して、本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合。この場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

2) サービスの変更、追加

利用期間日前において、サービスの利用を変更または追加をする場合は、サービスの実施日までにお申し出下さい。

12. 苦情申し立て窓口

事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る甲及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

1) 窓口住所

佐賀県佐賀市川副町大字福富 827 番地(早津江病院内)

事業所： 訪問看護ステーション くすの風

電話番号： 0952-20-0875

2) 面接場所

佐賀県佐賀市川副町大字福富 827 番地(早津江病院内) 早津江病院内相談室

3) 苦情相談窓口

管理者： 山崎 明子 携帯電話： 070-7648-6430

訪問看護ステーション くすの風事務所： 0952-20-0875

4) 窓口開設時間

9:00～17:00(月～土)

*年末年始(12/31～1/3)を除く

5) 第三者委員

名前	連絡先
福田 浩平	電話 0952-25-5055
山崎 義勇	電話 0952-23-6303(勸興公民館)

6) 各関係の苦情申し立て窓口

各市町村役場福祉課・介護保険係	連絡先	
佐賀中部広域連合事務局 給付課	電話	0952-40-1131(指導係)
	住所	佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 (佐賀商工ビル5階)
国民健康保険団体連合会	電話	0952-26-4181
	住所	佐賀県佐賀市呉服元町7番28号
佐賀県健康福祉部長寿サービス指導担当	電話	0952-25-7266
	住所	佐賀県佐賀市城内1丁目1-59
佐賀県社会福祉協議会	電話	0952-23-2145
	住所	佐賀県佐賀市天神1丁目4番15号

※法的機関の窓口は、事業所の実施地域の市町村になります

13. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

連絡先①	ふりがな	
	氏名	続柄 ()
	住所	
	電話番号①	
	電話番号②	
連絡先②	ふりがな	
	氏名	続柄 ()
	住所	
	電話番号①	
	電話番号②	
利用者の主治医	ふりがな	
	氏名	
	所属医療機関名	
	所在地	
	電話番号	

14. 衛生管理

本事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。また、事業所において感染症が発生し、まん延しないように次の事項に掲げる措置を講じます。

- 1) 事業者における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を開催、従事者に結果を周知徹底します。
- 2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 個人情報に関する事項

1) 個人情報の守秘

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た甲及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

本事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

2) 個人情報の取り扱いについて

個人情報が従業員以外の者へ漏洩することがないように、以下の対策を実施します。

- ・ 情報の入力業務に際し、パソコンやスマートフォンを使用する場合、ID・パスワードを設定し、従業員以外の閲覧・使用ができないよう設定します。
- ・ 管理者は、資料・データ及び記録媒体を事業所内の書庫に施錠し保管します。

16. 高齢者虐待防止

本事業者は、甲及びその家族等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- 2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が甲等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針の整備を行います。
 - ③ 措置を講じる担当者の設置を行います。
- 4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（甲の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報致します。

17. 損害賠償保険への加入

当事業所は、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、甲及びその家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。

ただし、甲及びその家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができません。

18. 業務計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生において、甲に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な計画を講じます。

- 1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 地域との連携

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する甲に対して、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行えるように努めます。

署名欄

令和 年 月 日

乙は、甲に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、甲 甲の家族 に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

居宅サービス事業所

主たる事務所所在地 佐賀県佐賀市川副町大字福富 827 番地
名称 訪問看護ステーション くすの風

説明者 氏名 _____ 印

私（甲（利用者））は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

甲（利用者） 住所 _____
氏名 _____ 印

甲の代理人： 続柄() 住所 _____
氏名 _____ 印

訪問看護(介護予防訪問看護)
利用契約書

様

訪問看護ステーション くすの風

訪問看護[介護予防訪問看護]利用契約書

____様 (以下「甲」といいます。)と、訪問看護ステーションくすの風(以下「乙」といいます。)は、甲が乙から提供される訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総則

(契約の目的)

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画(以下「訪問看護計画」という。)に基づいて第4条及び第5条の定める訪問看護サービス(介護予防訪問看護サービスを含む。以下同じ)を提供します。
- 2 乙は、訪問看護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態又は要支援状態の区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

(契約期間)

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から甲の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、契約期間満了の14日前までに甲から文書による契約終了の申し入れがない場合には本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(訪問看護計画の決定・変更)

- 第3条 乙は、本契約に係る居宅サービス計画(介護予防サービス計画も含む。以下同)(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問看護計画を作成するものとします。
- 2 乙は、甲に係る居宅サービスが作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に乙は、甲に対して居宅介護支援事業を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 乙は、訪問看護計画について、甲及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

- 4 乙は、甲に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は甲若しくはその家族等の要請に応じて訪問看護計画について、変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問看護計画の変更の必要があると認められた場合には、甲及びその家族等と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。
- 5 乙は、訪問看護計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付等の対象サービス)

第4条 乙は、介護保険給付対象サービスとして、甲の居宅に訪問看護師等を派遣し、甲に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(介護保険給付対象以外のサービス)

- 第5条 乙は甲との合意に基づき、介護保険給付対象以外のサービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問看護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、乙は、介護保険給付対象外のサービスを甲またはその家族等の申し出により、乙が実施可能な場合に限り、提供するものとします。
 - 3 前2項のサービスについて、その利用料金は全額契約者が負担するものとします。
 - 4 乙は、第1項及び第2項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて甲の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

(訪問看護師の交替等)

- 第6条 本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス業に従事し、病状の観察、清潔保持、褥瘡予防、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事指導管理、排泄の管理・介助、ご家族等への相談支援等を行う専門職員をいうものとします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは訪問看護師のことであり、乙が訪問看護サービスを提供するために使用するものとします。
 - 3 甲は選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適応と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、乙に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
 - 4 乙は、訪問看護師の交替により、甲及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

第7条 甲は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を乙に依頼することはできません。

- 2 サービスの実施に関する指示・命令はすべて乙が行います。ただし、乙はサービスの実施にあたって甲の事情・意向等に十分な配慮をするものとします。
- 3 甲は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む。）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第8条 乙は、甲が支払うべき費用について、甲が居宅介護サービス費として広域連合又は市町村から給付を受ける（以下「介護保険給付額」という。）給付額の限度において、甲に代わって広域連合又は市町村から支払いを受けます。

- 2 甲は、第4条に定めるサービスについて、別紙に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を乙に支払うものとします。ただし、甲がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後自己負担分を除く金額が介護保険か払い戻されます。【償還払い】）
- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、甲は、別紙に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を乙に支払うものとします。
- 4 前項の他、甲は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通実費相当額を乙に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、甲はこれを翌月末日までに支払うものとします。

(利用料金の変更)

第9条 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、変更があった場合、乙は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第8条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は、甲に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 甲は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用の中止、変更、追加)

第10条 甲は、利用期間日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。

- 2 乙は、第1項に基づく甲からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護の稼働状況により甲の希望する期間にサービスが提供できない場合は、他の利用可能日時を甲に提示して協議するものとします。

(サービス内容の変更)

第11条 乙は、サービス利用当日、甲の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合にはサービスの内容を変更することができるものとします。

- 2 前項の場合に乙は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第3章 事業者の留意事項

(事業者及びサービス従事者の義務)

第12条 乙及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 乙は、サービス実施日において訪問看護師により甲の体調・健康状態からみて必要な場合には甲又はその家族等からの聴取・確認の上で訪問看護サービスを実施するものとします。
- 3 乙は、サービスの提供にあたって緊急時の連絡先として主治医に確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 乙は、甲に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを2年間保管し、甲及び代理人(家族を含む)の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

(守秘義務)

第13条 乙、事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た甲及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

- 2 乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等へ甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、甲に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、甲又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(禁止行為)

第14条 事業者及びサービス従事者は甲に対するサービスの提供にあたって、次の各号

に該当する行為を行いません。

- 1) 甲若しくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- 2) 甲の家族等に対するサービスの提供
- 3) 飲酒及び喫煙
- 4) 甲若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 5) その他甲若しくはその家族等に行う迷惑行為

第4章 損害賠償(事業者の義務違反)

(損害賠償責任)

第15条 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、甲に故意又は過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 乙は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第16条 乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- 1) 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 2) 甲が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 3) 甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを原因としない事項に専ら起因して損害が発生した場合
- 4) 甲が、乙及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条 乙は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施が出来なくなった場合には、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとします。

第5章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条 甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1) 甲が死亡した場合
 - 2) 要介護認定又は要支援認定により甲の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - 3) 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 4) 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 5) 第19条から第21条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 乙は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第19条 甲は、本契約の有効期限内、本契約を解約することができます。この場合には、甲は、契約終了を希望する14日前までに乙へ文書で通知するものとします。

- 2 甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 1) 第9条第3項により本契約を解約する場合
 - 2) 甲が長期間入院した場合（3ヵ月以上）
 - 3) 介護保険法に基づくサービスを提供している場合に、甲に係るサービス計画(ケアプラン)が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第20条 甲は、乙若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1) 乙若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 2) 乙若しくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務を違反した場合
- 3) 乙若しくはサービス従事者が故意又は過失により甲若しくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第 21 条 乙は、甲が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1) 甲が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2) 甲による第 8 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3) 甲が故意又は重大な過失により乙若しくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4) 甲が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

(清算)

第 22 条 第 18 条第 1 項第 2 号から第 5 号により本契約が終了した場合において、甲がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務、その他乙に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

第 6 章 その他

(苦情処理)

第 23 条 乙は、その提供したサービスに関する甲等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 24 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業所

事業所名 訪問看護ステーション くすの風
住 所 佐賀県佐賀市川副町大字福富 827 番地
管 理 者 所長 山崎明子 印

説明者 氏名 _____ 印

甲（契約者） 住所 _____
氏名 _____ 印

甲の代理人: 続柄()
住所 _____
氏名 _____ 印

利用料金表

※この料金表は介護保険法・健康保険法に基づき作成しています。

<訪問看護及び介護予防訪問看護を利用できる方>

介護保険

介護保険の被保険者で、要介護及び要支援の認定を受けて、主治医が訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認めた場合

*2015年8月より65歳以上では所得により2割負担

医療保険

主治医が訪問看護の必要を認めた場合

- ① 介護保険の対象でない(非該当)方
- ② 介護保険の利用者のうち、厚生労働省大臣の定めた疾患や状態の方
- ③ 精神科訪問看護の対象となった方

<介護保険>

基本料金

保険単位と基本料金 1単位=10円

	訪問看護費(要介護)	介護予防訪問看護(要支援)
20分未満	314単位	303単位
30分未満	471単位	451単位
30分以上1時間未満	823単位	794単位
1時間以上1時間30分未満	1128単位	1090単位

加算の種類と単位

初回加算(退院日)	350単位
(退院日以降)	300単位
退院時共同指導加算	600単位
複数名訪問加算(30分未満)	254単位
(30分以上)	402単位

*自己負担割合は各利用者によって異なります

<医療保険>

保険単位と基本利用料

後期高齢者（75歳以上）		現役並み所得者の場合は3割 一定以上所得のある場合は2割 一般所得者等は1割	
健康保険	国民健康 保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の場 合は3割
		一般 (70歳未満)	3割

基本利用料明細

訪問看護基本療養費 I (1日につき)	週3日まで	5,550円
	週4日以降	6,550円
訪問看護管理療養費 I (1日につき)	月の初日	7,710円
	2日目以降	3,010円

* 自立支援医療対象者の方は、1割負担（限度額上限有）

加算の種類と金額

訪問看護情報提供療養費	1,500円/月
訪問看護基本療養費IV (在宅療養に備えた外泊時)	8,500円/回
退院時支援指導加算（退院後初回）	6,000円/回
退院時共同指導加算（退院後初回）	8,000円/回
複数名訪問看護加算	4,500円/週
訪問看護ベースアップ評価料 I	1,050円/月
24時間対応体制加算(ロ)	6520円/月
夜間訪問看護加算	2,100円/18時～22時
早朝訪問看護加算	2,100円/6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200円/22時～6時
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50円/月
訪問看護物価対応料	月の初日 60円/回 2日目以降 20円/回

<サービスの実施区域>

【佐賀県】佐賀市（主に南部地区）、小城市（芦刈町）神埼市、白石町

【福岡県】久留米市（城島町）、大川市、柳川市

事業所を中心とした半径 20km を範囲とする

（通常の事業の実施地域外の方もお気軽にご相談ください）

<その他>

*各種保険の他、公費負担医療制度等の利用が可能です。

*介護保険・医療保険の診療報酬改定により利用料が変更となります。

平成 29 年 8 月 1 日作成

令和元年 10 月 1 日改定

令和 2 年 8 月 17 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 10 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定

令和 8 年 4 月 1 日改定

令和 8 年 6 月 1 日改定